

令和7年度第2回中野市環境審議会 会議録

1 日 時

令和8年1月28日（水）午後2時00分から午後2時50分まで

2 場 所

中野市役所5階 会議室52

3 出席者

【審議会委員】

増田善行会長、上野広樹副会長、小林之美委員、土屋慎治委員
須山千才委員、丸山隆久委員、塩川秀夫委員、小山むつ子委員
高野真紀子委員、若林さち子委員、鈴木幸子委員
(11名)

【事務局（くらしと文化部生活環境課）】

秋元くらしと文化部長、池田生活環境課長、坂井生活環境課長補佐、
橋場衛生係長、環境係柳沢副主幹、衛生係神田主査、小林主事

4 傍聴者

1名

5 内 容

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 会議事項

中野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

会議事項議事録

【会 長】

会議事項に入ります。

中野市一般廃棄物処理基本計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【会 長】

ありがとうございました。それでは質疑を行います。発言をされる方は先にお名前を申し出てから発言をお願いします。それでは、ご質問、ご意見等ござ

いますでしょうか。

【小山委員】

資料7ページの表2-1-1に記載されている市内スーパー等で行う古紙、廃食用油、硬質プラスチックの収集回数について、月1回とありますが、ここ数年やられていないかと思いますがどうですか。

【事務局】

12月から2月までの冬の期間はスーパー等の駐車場を使えないため休止としています。

【小山委員】

実際やられていない期間があるわけですから、月1回という表記を維持することには疑問を感じます。月1回であれば年12回実施していることとなりますから。

それと19ページのリサイクル率について、中野市は県や全国の平均と比較して低くなっていますが、このリサイクル率について説明をお願いします。

【事務局】

リサイクル率につきましては、可燃ごみや埋立ごみなど排出されるごみの総量に占める資源物の割合でありまして、令和6年度は8.9パーセントとなっています。また、20ページの図2-1-15に資源物の重量割合を掲載しており、プラスチック製容器包装が27.9パーセントなどとなっています。

【小山委員】

各小中学校やPTAが協力して実施している資源物回収の回収量は、業者の方と市が連絡をとって把握しているのですか。

【事務局】

業者からではなく、各学校やPTAからの資源物集団回収報奨金の申請の受付によって回収量を把握しています。

【小山委員】

私も過去にPTAで資源回収のお手伝いをさせてもらったが、当時は報奨金のような制度は無かったが、その回収量の把握は何年前から行っているものなのでしょうか。すぐに分からなければ後で教えてもらえれば結構です。

それと29ページの目標達成のための施策の(5)その他の、資源物回収報奨金等とは、こういった形で出しているのか教えていただけますか。

【事務局】

資源物回収報奨金につきましては、学校のPTAや地区の育成会で実施していただいておりますが、新聞等を収集したものを業者に引き取ってもらい、その後市に報告をしてもらうことでキロ当たり何円という形でお支払いするものです。

【小山委員】

「資源物回収報奨金等」とありますが、それ以外に報奨金制度というのはあるのでしょうか。

【事務局】

それ以外にはありません。

【須山委員】

資源物回収報奨金について、来年からは制度が無くなるという話を聞いていて、本校においてもPTAの方で集団回収をやめることが検討されていますが、制度は継続するのですか。

【事務局】

報奨金自体は、来年度もお支払いできる予定で準備を進めております。回収を実施するかしないかの判断は、各学校等でのご判断かと考えております。

【須山委員】

重さに対しての報奨金の単価も変わらないですか。

【事務局】

変更なしで予定しています。

【高野委員】

スーパーの店頭でペットボトルや古紙を回収している店舗がありますが、先ほどの事務局の説明では、そこで回収されたものはカウントしていないということでしょうか。

【事務局】

店頭回収につきましてはスーパーさん、ホームセンターさんが独自にやられているものであり、回収量は市では把握できていない状況です。資源物日曜回収につきましては市で実施していますので回収量を把握しています。

【高野委員】

スーパーに持ち込めば量に応じてポイントが付く場合があるので、持ち込んでいる人も多いと思いますし、リサイクル率も上がるかと思いますが、市もそれを奨励しているのかと思っていましたが、そうではなくスーパー側が独自でやっていることなのですね。学校が回収したものは、回収したものを市の方へ持ち込むのですよね。しかし、スーパーで回収したものは市ではなく独自のどこかへ行くということでしょうか。

【事務局】

スーパーさん、ホームセンターさんで回収されたものがその後どのようなルートを通るかは市では把握しておりませんが、市の回収とは異なるルートでリサイクルされています。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【高野委員】

はい。

【会 長】

他にございますでしょうか。

【小山委員】

高野委員からお話がありましたが、私も過去にPTAで回収をやったことがあります。回収量に関しては回収業者からの連絡でどの学校がどれくらいの量を回収したかを把握しているのですよね。回収した資源物を直接市に持ち込んでいるわけではありませんよね。

【事務局】

そうです。学校等が回収業者に資源物を受け渡す際の計量結果をもとに市に報奨金を申請することで回収量を把握しています。

【小山委員】

(資源物日曜回収で)スーパーで回収している古着は、ウェス専門業者へ行くのでしょうか。それとも海外へ送られるのでしょうか。どういったルートを通るのか疑問に思いました。それと、廃食用油はスーパーに持ち込んだ場合、どのように活用されているのか教えてくださいませんか。

【事務局】

廃食用油につきましては、回収、リサイクルを業者に業務委託しており、回収後に精製されてエネルギー(バイオディーゼル燃料)にリサイクルされます。

【小山委員】

ということは、無料で回収していただいて再資源化されているということですね。

【事務局】

そうです。

【小山委員】

回収する業者は何年も同じ業者ですか。

【事務局】

業者につきましては毎年入札を行い決定しています。

【小山委員】

古着の方はどういうルートになりますか。

【事務局】

古着につきましては、まだ着られるものは海外に輸出されます。その他ウェスとして利用されることもあります。

【小山委員】

古着についても業者は年度ごとに入札で決定しているのですか。

【事務局】

そうです。

【会 長】

他にありませんでしょうか。

【高野委員】

2 ページのリデュース、ごみを出さないというところで、不法投棄があるという話を聞くので、これもまた大きな項目になるかと思いますが、不法投棄の監視、取り締まり、啓蒙といったことはこの計画には入ってこないのでしょうか。

【事務局】

不法投棄に関しましては、この一般廃棄物処理基本計画とは別に、中野市では環境公害防止指導員さんというものが市の方から委嘱されています。あと、市の職員も春と秋にパトロールを行い、広報誌等でも「不法投棄はやめましよう」と啓発を行っております。それでも委員さんがおっしゃるように不法投棄の件数がゼロというわけではありませんので、さらなる啓発や取り締まりが必要かと思っておりますので、そこは警察等とも連携をとって、このまちがきれいで住みやすくなるように市としてもしっかりと対応していきますのでよろしくお願ひします。

【高野委員】

この計画の範囲ではないということですか。

【事務局】

そうです。中野市環境公害防止指導員としまして、14 名の方に委嘱しています。

【会 長】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

【須山委員】

直接は関係ないかもしれませんが、生活排水に関連して、今朝のニュースで埼玉県八潮市で起きた下水道の大規模陥没事故が取り上げられていたが、中野市の場合下水道の点検をどのようにしていくかとか、実態はどうなのかとかについてわかりますか。

【事務局】

下水道と浄化槽を合わせて生活排水といいますけれども、今回の計画では浄化槽のことについて載せており、下水道の管理等につきましては含まれておりません。下水道につきましては上下水道課で所管しておりますので、そちらで

は把握していると思われます。

【須山委員】

下水道管の管理については計画に含まれず、浄化槽のことについて計画を載せているということですか。

【事務局】

そうです。

【高野委員】

32 ページの表 1 で、農業集落排水施設が令和 5 年度から令和 6 年度で大きく減っていますが、これは農業集落排水施設が減って下水道に回ったということでしょうか。

【事務局】

下水道と農業集落排水施設につきましては、基本的には両方とも下水道ですが、呼び名が違います。令和 5 年度から令和 6 年度で農業集落排水施設が減ってその上の欄の下水道が増えています。エリア分けが変わったことによって数値が移ったというのが理由です。

【高野委員】

実数が減ったのではなく、区分が変わったということですか。

【事務局】

そうです。

【小山委員】

32 ページの表 1 に、「水洗化・生活雑排水未処理人口」の令和 6 年度 148 人となっていて、年々減ってきていることはこの表からも明らかですが、補助金とか行政としての対策は全く考えてないのでしょうか。

【事務局】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ変えていただくことで「水洗化」に該当するということで、合併処理浄化槽にするにあたっての費用に対する 2 分の 1 を補助金があります。

【小山委員】

今現在、中野市にお住まいの方で水洗化できないという状況の地域はあるのでしょうか。

【事務局】

下水道管が整備されていない地域というのは合併処理浄化槽を設置していただくことで汚水処理できます。先ほど言いました単独処理浄化槽ですとか、或いはくみ取りの場合は、お風呂や台所からの排水が処理されずに流れていってしまうケースもありますが、そうしたケースにつきましては、合併処理浄化槽設置に対する補助金もありますので、そういった意味で生活排水処理というの

を上げていきたいというふうに計画しております。

【小山委員】

仮に2万人の人口があつて、そのうち水洗が1万5千で、単独浄化槽関係が5千人とかという数字は生活環境課の方で把握しているのですか。

【事務局】

下水道に接続されているであろう人数というのは、上下水道課で把握しております。その上でまた生活環境課で浄化槽等の人数を割り出しています。詳細に1件1件調査しているわけではありません。

表1で計画処理区域内人口というのが一番上にあると思います。これはこの区域内の人口ということで、一番下には計画処理区域外人口があり、これがゼロということになっていますので、計画処理区域内人口がどういうふうに処理をしているのかということ、水洗化・生活雑排水処理人口というのがあり、これについては、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽があります。合併処理浄化槽については、生活排水等をし尿と一緒に処理するというもので、この水洗化・生活雑排水処理人口が（令和5年度が）37,972人となっています。その下の水洗化・生活雑排水未処理人口というのは単独処理浄化槽という形で書いてありますが、これは、し尿だけを処理している人数です。その下に非水洗化人口ということで、こちらは全く水洗化になっていないという人口だということに受け止めてもらえばよろしいかと思います。その非水洗化人口というのは、例えば、区域内に入っている「お金がかかるからうちはまだ入れなくてもいい」という方もおられるかもしれないですし、下水道区域内に入っていないという方も含まれてくるかと思います。

【小山委員】

非水洗化人口というのは、水洗化できるのだけれどもしてない人口ですよ。それが令和6年度は4,372人が水洗化できずにしていない家庭の人数の合計で、その上の水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）148人というのは水洗化されていない人数と考えてよいのですか。

【事務局】

単独処理浄化槽といいますのは、いわゆるし尿のみを処理する浄化槽でありまして、台所等の水が処理できない浄化槽なのですが、この人数は非水洗化人口には含まれていない形です。

【小山委員】

では、この148人というのは、（下水道区域外で）水洗化できない人で、浄化槽を設置しないと水洗化できないけれども、設置しない人だという理解でよろしいですか。

【事務局】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変えていただくことで水洗化できることとなっております。

【会 長】

ただいま、色々ご質疑をいただきました。全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですかね。それでは大変ありがとうございました。これからの中野市がきれいになっていくような状況を皆様方で考えて、行政の力で良い方向にもって行っていただけたらと思います。

以上を持ちまして会議事項を終わらせていただきます。色々な意見を出していただき、慎重審議にご協力いただきありがとうございました。事務局にお返しします。

【事務局】

増田会長、スムーズな議事の進行をありがとうございました。また委員の皆さまには忌憚のないご意見をいただきましてありがとうございました。

今回の基本計画（案）ですけれども、先ほど説明にありましたが令和12年度までの計画の中で前回見直し時の目標値を達成しているというところがございまして、今回の改訂で新たな目標値を設定して取り組んでいこうというものでございます。本日たくさん意見等をいただきましたので、改めてこちらで精査をいたしまして、2月6日から3月5日まで、市民の方に対してパブリックコメントということで意見募集を行ってまいります。それも踏まえまして、計画（案）を改定し、公表する形で進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

(4) その他

それでは、続きまして「4 その他」としまして委員の皆様から何かございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【小林委員】

私区長をしておりまして、衛生自治会の役員の方から違反ごみについて相談を受けるのですが、違反ごみにはいわゆる赤いシールを貼られるんですけども、誰が出したごみかわからないものですから、結局は衛生自治会の方が対応するわけですね。その際に赤いシールがうまくはがれなければ、もう一枚新しい袋を使うことになって、資源や費用の無駄になるので、もう少しはがしやすいシールにならないかと相談されているんですけども、ご検討いただけないでしょうか。

【事務局】

違反ごみに貼るシールにつきましては、シールが貼られたごみを適正に分別していただいた後、シールにバツ印をするか、シールの上からガムテープを貼

っていただければ結構です。

【小林委員】

あと、ごみを出す曜日を間違えてシールを貼られることも多く、私の区は交通の要衝なので区外の人が置いて行ってしまうこともあるが、それを衛生自治会で対応するのは大変なので、何か楽にする方法はないかと思っていましたが、曜日が違う違反ごみは中身には問題が無いわけですから、ガムテープを貼って対応するように伝えたいと思います。

【事務局】

他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではここで事務局の方からご連絡があります。

事務局から1点、ご紹介させていただきます。皆様には今年の6月から環境審議会の委員を委嘱させていただいておりますが、中野青年会議所の役職変更がございまして、江原宏晃様から荻原和博様に新しく委嘱させていただいておりますので、ご承知おきいただければと思います。

あと、先ほど会議の中でご質問がありました資源物の報奨金が始まった年代につきまして、担当者に確認しましたところ、現在残っている情報によると旧中野市と旧豊田村が合併した平成17年には実施していたということで、それ以前の旧中野市がいつから実施していたかについては精査しなければわからないのですが、合併した当初から実施していたということでご理解いただければと思います。

連絡は以上となりますが、皆様よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして中野市環境審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(5) 閉会